

# 28年度における 特許庁の地域・中小企業支援策の概要

平成28年3月29日  
総務部普及支援課

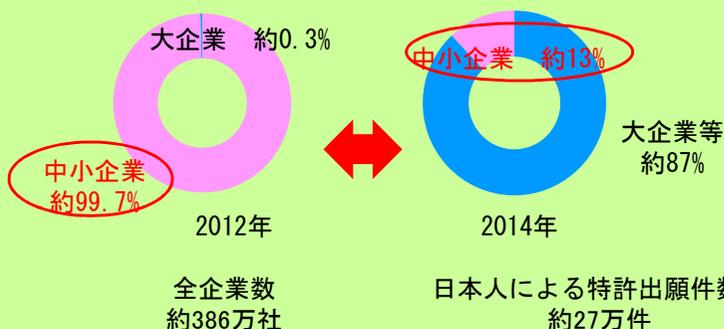
# I. 中小企業の現状と支援強化の背景

➤ 中小企業の国内外での知財活用は不十分。政府全体として中小企業の知財戦略強化に向けた取り組みを加速化。

## 知財の裾野拡大が不十分

- ・企業数の99.7%を占める中小企業の特許出願は増加傾向だが、出願割合は、わずか約13% (米国の約半分)
- ・外国への特許出願率も、わずか16% (大企業の約半分)

企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合

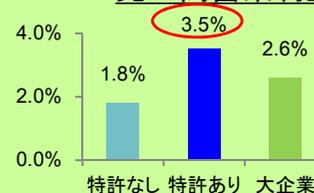


(参考①) 日本：2012年11%、2013年12%  
(参考②) 米国：約25% 韓国：約15%

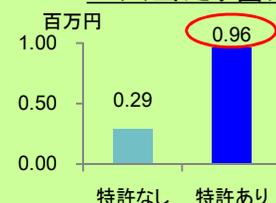
## 経営に寄与する知財活動の支援の充実

- ・特許権所有企業の方が業績は順調、知財は経営にプラス
- ・しかし、経営者や金融機関の知財意識は、不十分

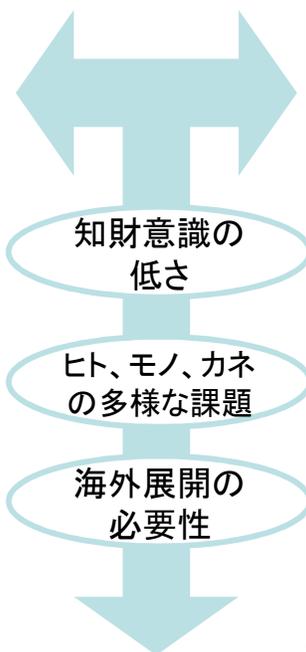
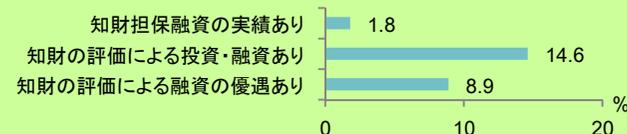
知財所有の有無と  
売上高営業利益率



知財所有の有無と従業員  
一人当たり営業利益



知財の評価に基づく融資・投資状況



○総理自ら地方を視察し、「中小企業の知財戦略強化を進めるべき」旨指示あり【27年4月11日石川県・福井県下訪問】

○特許法等の改正法の附帯決議(衆・参)において、「中小企業の知的財産活動支援強化」の必要性が明記【27年5月・7月】

「知的財産推進計画2015」【27年6月19日決定】

知財政策

- 重点3本柱の第1の柱として「地方における知財活用の推進」を位置づけ
- 「地方知財活用促進プログラム」として施策を推進

経済政策

「日本再興戦略改訂2015」【27年6月30日決定】

- 地域中小企業の知財戦略強化が新たに追記
- 知財総合支援窓口の体制強化や先導的な知財ビジネスマッチング活動支援強化等が必要

総合的なTPP関連施策大綱【27年11月25日決定】

○外国での知財権の出願・訴訟対応等に関する一貫通貫支援強化が明記

## Ⅱ-1. 地域創生・中小企業支援の強化①

- 地域に根付く中小企業の活躍は我が国の経済成長の源泉であるとの認識の下、支援を強化。
- 「①**地域の実情に配慮した支援**」、「②中小企業の多様なニーズに対応する**支援メニューの拡充**」を目指す。
- 以下の**5本の柱**を重視した施策を展開し、地域創生を知財の面から後押し。

28年度予算案額(27年度予算額)

### 1. 「知財総合支援窓口」の機能強化

【119.4億円の内数(105.9億円の内数)】

知財総合支援窓口(47都道府県(57ヶ所)に設置)について、(独)工業所有権情報・研修館を活用し、①弁理士・弁護士等の活用の拡大(全窓口に専門家を週1回以上配置)及び直接訪問による支援強化、②中小企業支援機関との連携強化等抜本的な機能強化を実施。

【支援件数実績】 23年度:10万件 24年度:12万件 25年度:15万件 26年度:15万件 27年度:16万件(28年2月末現在)

### 2. 地域の先進的な取組支援及び知財金融の促進

【3.0億円(2.5億円)】

以下の施策などを通じ、知財活用の裾野を拡大。

#### (1) 先進的・意欲的な地域への予算的支援[2.0億円(1.5億円)] **メニュー拡充**

意欲的な地域の先進的な知財活用提案プロジェクトを伴走型で支援(約20テーマ(27年度は15テーマ)を採択予定)。

【27年度採択テーマ】 大企業の知財と中小企業との知財ビジネスマッチング、デザイン試作を通じた中小企業のデザイン力や知財意識の向上

#### (2) 知財金融支援 [1.0億円(1.0億円)]

知財ビジネス評価書等の作成支援(年間150件)及びシンポジウムなどを通じ、金融機関から中小企業への知財に着目した融資を促進。

【参加金融機関】 26年度試行(22金融機関) → 27年度(63金融機関)

### 3. 地域中小企業による知財活用の促進を担う「橋渡し人材」の派遣

【1.0億円(新規)】

地域における事業化機能拡充のため、潜在ニーズを掘り起こして事業を構想し、金融機関を含む地域ネットワークを構築活用しながら、シーズとのマッチングから、資金調達、販路開拓までを支援する「事業プロデューサー」を意欲のある地域に派遣。

28年度予算案額(27年度予算額)

### 4. 調査から出願、侵害対策まで一体となった海外展開支援

【20.5億円(19.2億円)】

#### (1) <情報収集> 各国及び台湾における知財制度等の調査と情報提供 [10.3億円(10.3億円)]

知財調査員を海外事務所に配置(13名)し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施。

【知財調査員配置地域】 27年度:中国、韓国、台湾、ASEAN、インド、中東、米州、欧州

#### (2) <調査> 特許情報分析活用支援 [1.4億円(1.4億円)]

研究開発、出願、審査請求の各段階での包括的な特許情報分析を支援し、海外展開を含む経営戦略に貢献。

【支援予定件数】 地域の団体等も対象とした研究開発・出願段階の特許マップ作成支援を強化(50件→100件)

#### (3) <権利化> 外国出願補助 [6.3億円(6.3億円)]

海外展開計画中の中小企業等に対し、外国出願費用(現地代理人費用、翻訳費等)を助成(約700件を予定)。

【支援件数実績】 24年度:191件(36地域) 25年度:381件(40地域) 26年度:540件(43地域+JETRO) 27年度:659件(43地域+JETRO)

#### (4) <権利活用> 地域団体商標海外展開支援 [0.6億円] **メニュー拡充**

地域団体商標の海外展開を支援し、地域産業の活性化に貢献。

#### (5) <係争> 海外侵害対策補助 [1.3億円(1.2億円)] **メニュー拡充**

①海外の模倣対策費用(侵害調査、行政摘発等)、②冒認出願等により提訴を受けた場合の防衛(係争)費用に加え、③悪意のある者による先取り商標出願の取り消し費用を対象に追加。

#### (6) <係争> 海外知財訴訟保険補助 [0.6億円(新規)]

中小企業を会員とする団体の海外知財訴訟保険の創設を支援。

※上記の他、知財総合支援窓口や海外展開知財支援窓口(海外知的財産プロデューサー)による相談支援及び日本発知財ビジネス海外展開支援も継続して実施。

### 5. 発明のインセンティブ向上に向けた支援

中小企業の職務発明制度の理解促進(普及)と職務発明規程整備の専門家相談(支援)を両輪で実施。

※上記の他、特許庁の地域での活動強化に向けた施策(巡回特許庁/地域知財戦略本部)の強化を実施予定。

# <参考①> 中小企業の実態に応じた知財支援策の活用

- 中小企業の実態に応じた知財支援策の活用により、知財活動を効果的に促進することが重要。
- 典型的な2つのケースの場合にも、その実態に応じた多様な知財支援策が利用可能。
  - ① 技術を強みとする企業(主に製造業等)
  - ② デザイン・ブランドを重視した事業活動を行う企業(主に卸売業・小売業、サービス業等)

27年度新規★      28年度新規★      28年度拡充※

中小企業(385万社)		全国支援メニュー				地域支援メニュー				
業種	特性	制度面	相談・知財戦略関連		資金面					
<b>製造業</b> 43万社(11%) 出願件数比率 特許:74% 意匠:67%	<b>① 技術・ものづくり</b> 自社開発型 ※自社技術で海外展開、高い開発力を有する企業  下請型・地場産業型 ※下請けで培った技術で下請脱却を目指す企業	早期審査(特許)	知財総合支援窓口 海外法務専門家派遣  職務発明規程導入サポート★	知財活用支援センター <small>営業秘密・知財戦略相談窓口★</small> 産業財産権相談窓口・海外展開知財支援窓口	特許情報分析活用事業★	知財を活用した金融支援★	外国出願補助金 侵害対策補助金※ 日本発知財活用ビジネス補助金★ 知財訴訟保険★	特許料等の軽減措置  特許料・商標登録料等の引下げ(平成28年4月1日施行)	事業プロデューサー★	各経産局等により実施  (例) 知財ビジネスマッチング 産学連携活動促進 中小企業経営者向け実践研修 デザイン活用促進 地域重点産業知財活動調査・支援
	<b>② デザイン・ブランド</b> デザイン重視型 ※デザインを重視した消費財(食品等)を販売する企業  地域ブランド型 ※地域資源を活用した地域ブランドの全国展開を図る企業		早期審査(意匠)							
<b>卸売業・小売業</b> 92万社(24%) 出願件数比率 意匠:22% 商標:25%		地域団体商標	早期審査(商標)							
<b>サービス業</b> 156万社(40%) 出願件数比率 商標:21%										

# <参考②> 地域団体商標に関する一貫支援の強化

- 地域団体商標に係る支援の強化を通じて、地域再生をパッケージで支援。
- 28年度は、地域団体商標の活用を重視した以下のメニューを整備し、「権利取得」のみならず、特に海外事業展開を念頭においた「権利活用」及び「知財係争対策」までを対象とする地域団体商標に関する一貫支援を強化。

## <拡充>①海外戦略構築等の支援

## ②海外での知財係争対策支援（海外で先取りされた悪意のある商標の取消を支援）

### 権利取得・活用に係る支援<国内>

#### 【外国出願補助金】

#### 権利取得

- 中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構及び都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成
- 26年度から地域団体商標も補助対象に追加
- 補助率:1/2
- 補助上限額:一企業あたり300万円まで(複数案件) 特許150万円、実用・意匠・商標60万円 冒認対策商標30万円
- 「群馬県達磨製造協同組合」は、同補助金を利用し、地域団体商標「高崎だるま」を中国、台湾へ出願し、アジア圏の市場を開拓へ



群馬県達磨製造協同組合

#### 【知財総合支援窓口】

#### 権利取得

- ブランド専門家を活用し、地域の中堅企業等地域を支える企業や組合の相談拠点を整備
- 県、市、弁理士会、東北特許室と連携した「雄勝硯」の地域団体商標取得に向けた支援の実施。
- 知財総合支援窓口が調整を行い、県、市などが権利取得に必要な資料の収集に協力。弁理士会は、出願手数料(弁理士手数料含む)を負担
- 26年9月30日に出願、早期審査請求を行い、同年12月19日に登録。



「雄勝硯」

#### 【地域による支援】

#### 権利取得

#### 権利活用

- 東北、九州等の各経産局等で、地域ブランドの創出と促進を図る独自の取組を実施し、地域ブランド化に係るガイドブックを作成
- 地域の支援機関等の先進的な知財支援の取組(アイデア)を集め、その実施を補助 [地域知財支援力強化補助金]



「地域ブランドの創り方」(東北)

「地域ブランド実践者必携」(九州)

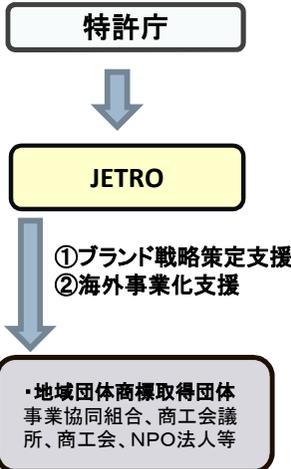
### 地域団体商標の活用支援の強化(補助金)

#### 【事業概要】

#### 権利活用

- 中小企業にとって、身近な知的財産であるデザイン・ブランドの活用を促進し、商品・サービスの高付加価値化及び事業化を支援
- 地域団体商標に登録されている農水産品、飲食品、特産品、観光地等を対象に、当該ブランドの海外での周知・普及を支援し、世界に通用するブランド化を後押し
- 支援対象:地域団体商標を取得した地域団体
- 支援内容:
  - ①地域団体商標のブランド戦略策定
  - ②海外での事業化支援
    - ⇒成功モデルの創出と全国への展開

#### 【実施スキーム】



#### 【地域団体商標の活用事例】

#### <事例>今治タオル

#### 世界に通用するブランドを構築

- <主な知財活動>
- ・著名なアートディレクターを起用し、「今治タオル」をブランド化。海外にも展開。
  - ・独自のブランドマーク・ロゴを付与
  - ・中国における冒認商標出願に対し、組合と市が連携して対応。



<ブランドマーク・ロゴ> 海外展示会(イタリア)

### 海外での知財係争対策支援(補助金)

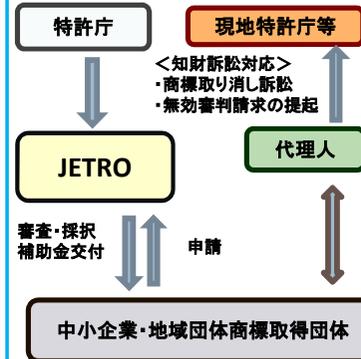
#### 【事業概要】

#### <拡充>

#### 係争対策

- 実施主体:(独)日本貿易振興機構
- 支援対象:中小企業・地域団体商標を取得した団体
- 補助対象費:弁理士への相談等係争前費用及び係争費用
  - ※損害賠償金、和解金は対象外
  - ※冒認商標の場合、拒絶査定不服審判に係る費用、商標買取費用は対象外
- 補助率:2/3
- 補助上限額:一社あたり500万円まで
- 対象国:全地域

#### 【実施スキーム】



#### 【支援の活用イメージ】

- 次のケースにパッケージで対応
- ①知財侵害で訴えられた場合
  - ②冒認商標を取り消す場合

#### ①知財侵害で訴えられた場合

- 知財侵害で訴えられた場合、弁理士への相談、訴訟準備、訴訟対応
- 【知財係争対策支援 2/3補助】

#### ②冒認商標の取消が必要な場合

- <冒認商標の発見の契機例>
- ①海外へ商標出願し、拒絶
  - ②海外で模倣品を発見し、調査
  - ③中小企業商標先行登録調査

- 冒認商標を確認、取消し・無効に係る係争
- 【知財係争対策支援 2/3補助】

- 冒認商標の取消し後、外国出願模倣品の調査
- 【外国出願補助金 1/2補助】  
【2/3補助】

#### 【中国での冒認出願事例】

#### 「大雪旭岳源水」

- 北海道東川町農業協同組合による地域団体商標。
- 環境省の「平成の名水百選」にも選定。
- 27年2月登録。



# <参考③> 海外展開支援①(権利化から侵害対策まで一気通貫)

- 中小企業や地域ブランドの海外展開を、権利化から侵害対策まで「一気通貫」で支援。
- 28年度は事業展開(侵害対策)段階での支援メニューを拡充予定(28年度予算案)。

## 情報収集

模倣対策マニュアル・侵害事例集の提供  
各国知財制度基盤情報整備事業9.3億円(9.3億円)  
台湾知財制度基盤情報整備事業1.0億円(1.0億円)

### 事業の内容

- 知財調査員を海外事務所に配置し、現地法律事務所も活用した現地状況の実態調査・情報収集を実施。
- その一環として、模倣品被害の多発する国・地域に関する有益な情報を取りまとめた「模倣対策マニュアル」「侵害事例集」等を作成し、HP等で提供。

#### <知財専門家の配置>

韓国、中国、台湾、シンガポール、タイ、インド、ドバイ、アメリカ、ドイツ

#### <模倣対策マニュアル・侵害事例集の提供>

韓国、中国、台湾、インド、インドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、シンガポール、UAE、トルコ、ロシア、チリ、ブラジル、メキシコ 他20地域。順次作成・更新

## 事業検討

特許情報分析活用支援  
中小企業等特許情報分析活用支援事業1.4億円(1.4億円)

### 事業の内容

中小企業等の費用負担が重い特許情報分析について、①「研究開発」、②「出願」及び③「審査請求」の各段階に応じた包括的な調査支援を実施。※平成27年度開始

#### <①研究開発段階 ②出願段階>

- 「研究開発」段階では、特許情報を活用した中小企業等の研究開発戦略の策定を支援し、効果的な研究開発投資を促進。
- 「出願」段階では、中小企業等の技術に関するオープン・クローズ戦略等、出願戦略の策定を支援し、効果的な知財活用を推進。  
※100件を予定

#### <③審査請求段階>

- 「審査請求」段階では、特許調査を通じた権利取得判断を支援。  
※500件を予定

## 権利化

外国出願支援補助金  
中小企業等外国出願支援事業6.3億円(6.3億円)

### 事業の内容

中小企業者等による戦略的な外国出願の促進を図るためJETRO及び都道府県中小企業支援センター等を通じ外国出願にかかる費用を助成。※平成20年度開始

<補助率> 1/2

#### <補助上限額>

- 1企業の上限額：300万円
- 案件毎の上限額：特許 150万円  
実用・意匠・商標(地域団体商標含む) 60万円  
冒認対策商標出願 30万円

<予定件数> 1000件程度

➤ 事業展開(侵害対策)段階においては、冒認出願対策や係争に対する資金的支援を強化。

## 事業展開 (侵害対策)

### 海外侵害対策補助金(拡充:新規メニュー)

中小企業等海外侵害対策支援事業 1.3億円 (1.2億円)

#### 事業の内容

JETROを通じ、①模倣品による権利侵害調査費用、②海外において知財侵害で訴えられた場合の対応費用、さらに③冒認商標※取消係争に係る対策費用を助成し、海外での適時適切な権利行使と侵害係争対策を促進。

※海外で悪意のある第三者が日本ブランド商標を先取りしている場合

#### <①模倣品対策>

模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までの費用。地域団体商標も対象【28年度拡充】。 <上限400万円>

#### <②防衛型侵害対策>

海外で外国企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に係る費用。地域団体商標も対象【28年度拡充】。 <上限500万円>

#### <③冒認商標無効・取消係争>

中小企業の所有する商標や地域団体商標に係る異議申し立て、取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に係る費用。

【28年度新規】

<上限500万円>

### 海外知財訴訟保険補助金(新規)

海外知財訴訟保険事業 0.6億円

#### 事業の内容

新興国等、海外で知財侵害によって訴えられるリスクへの対策のため、中小企業を会員とした全国団体の団体保険として、海外知財訴訟保険を創設。

中小企業等が団体保険に加入する際の保険掛金1/2を助成し、掛金負担を軽減することを通じ中小企業の加入促進を支援。

#### <補助金交付先>

海外知財訴訟保険を団体保険として創設する「中小企業を会員とした全国団体」。

#### <補助内容>

会員となる中小企業の保険加入時の掛金の1/2

#### <予定加入件数>

500件

※中小企業の海外進出国として関心の高いアジア地域における係争を想定

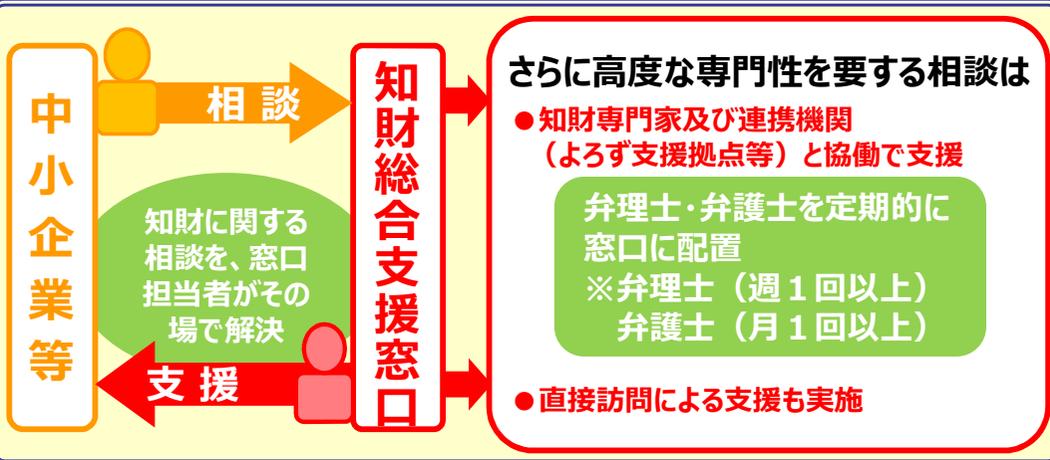
# 【28年度】個別施策の概要

# Ⅲ-1. 「知財総合支援窓口」の機能強化①

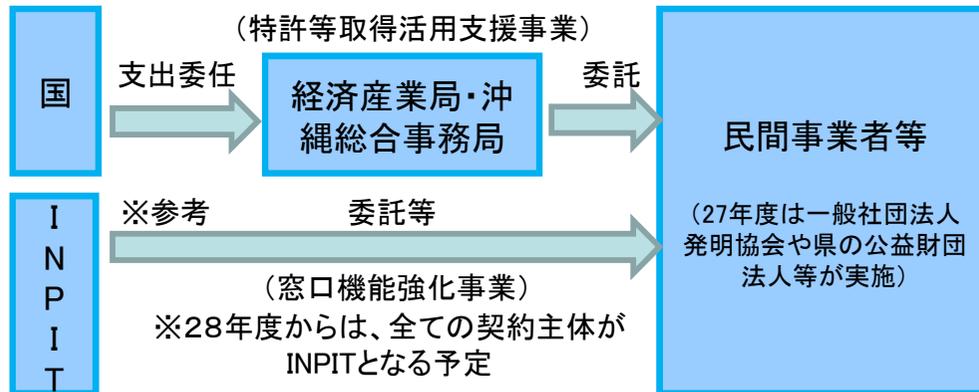
- ▶ 中小企業等が企業経営の中で抱えるアイデア段階から事業展開、海外展開までの幅広い知的財産の多様な課題を、ワンストップで解決する身近な一元的な窓口を47都道府県に設置(23年度～)。
- ▶ 弁理士や弁護士などの専門家の活用や支援機関とも連携する等、中小企業の人材・資金不足を補完しつつ、解決が困難な高度な知的財産の課題等を解決。
- ▶ 支援件数は年々増加傾向で、28年2月末現在対前年同期比16%増、専門家活用件数も同30%増で、「量」及び「質」ともに向上。

## 1. 現状

### 支援事業概要



### 【実施スキーム】



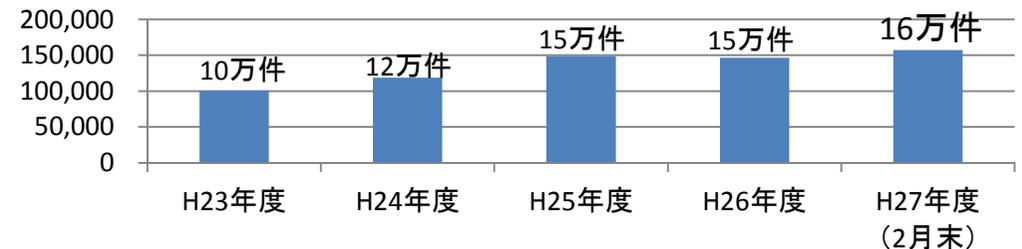
## 2. 活用状況

### 27年度実績(28年2月末現在)

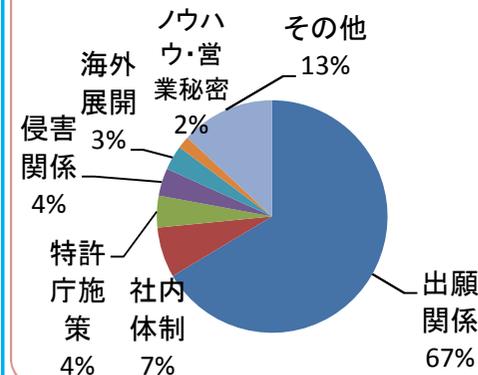
- 支援件数: 約16万件(対前年同期比16%増)
- 支援内容: 出願関係67%、社内体制7%、特許庁施策4%、侵害関係4%、海外展開3%、ノウハウ・営業秘密2%、その他13%
- 専門家活用件数: 約1万2千件(対前年同期比30%増)

### 支援件数

(対前年同期比16%増)

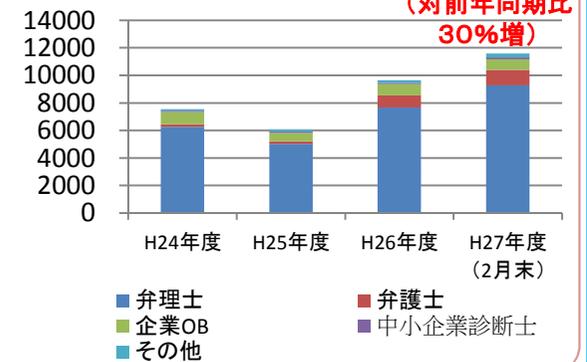


### 支援内容



### 専門家活用件数

(対前年同期比30%増)



# Ⅲ-1. 「知財総合支援窓口」の機能強化②

- 28年度に向けた主な課題は以下の2点。
  - (1) 知財総合支援窓口のINPIT移管後の窓口機能の発展・定着化
  - (2) 知財総合支援窓口へつなぐための普及活動の強化
- 3つの方針、(1) 地域への一層の定着化、(2) 他の支援機関との連携強化、(3) 知財をつなぐ主体への普及運動の強化、の下、「機能強化」と「普及活動の強化」を実施。

## 3. 事業改善に向けた課題

28年度に向け、事業改善に向けた課題は以下のとおり。

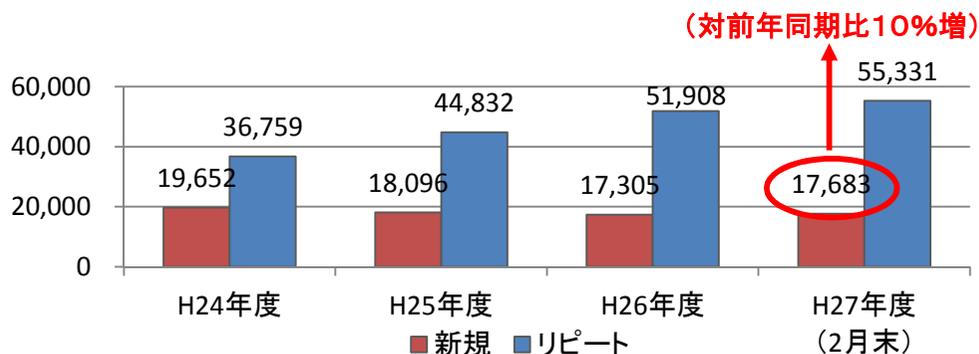
### (1) 知財総合支援窓口のINPIT移管後の窓口機能の発展・定着化

- 「知財推進計画2015」等に基づき、知財総合支援窓口事業を28年4月から独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)に移管。
- 窓口機能の地域への定着化を図るとともに、支援の質の向上、他の支援機関との連携などを通じて、事業としての成功事例の構築・発信の効果大。

### (2) 知財総合支援窓口へつなぐための普及活動の強化

- 26年度から普及啓発のための専任人材(企業OB等)を配置したり、新聞等への広告掲載等窓口の普及活動を実施。
- 引き続き、新規相談企業の増加など、知財のすそ野を広げるため、更なる戦略的な普及活動が求められている状況。

新規・リピート数 (24年度～27年度(2月末))



## 4. 28年度に向けた方針

3つの方針の下、「機能強化」と「普及活動の強化」を実施

### (1) 地域への一層の定着化

- 中堅企業支援の開始、窓口の2年間の固定化などを通じ一層の定着化。

### (2) 他の支援機関との連携強化

- 窓口における質の高い支援を実現するため、他の中小企業等支援機関との連携を強化。

#### <主な連携先>

よろず支援拠点、中小企業海外展開ワンストップ相談窓口、地方農政局、標準化アドバイザー 等

### (3) 知財をつなぐ主体への普及運動の強化

- 中小企業と接点の多い機関等に対し、知財総合支援窓口の支援メニュー等の紹介を行い、知財総合支援窓口につないでもらうための普及運動を強化。

#### <主な普及運動先>

商工会/商工会議所、中小企業診断協会、金融機関、税理士会、TKC全国会 等

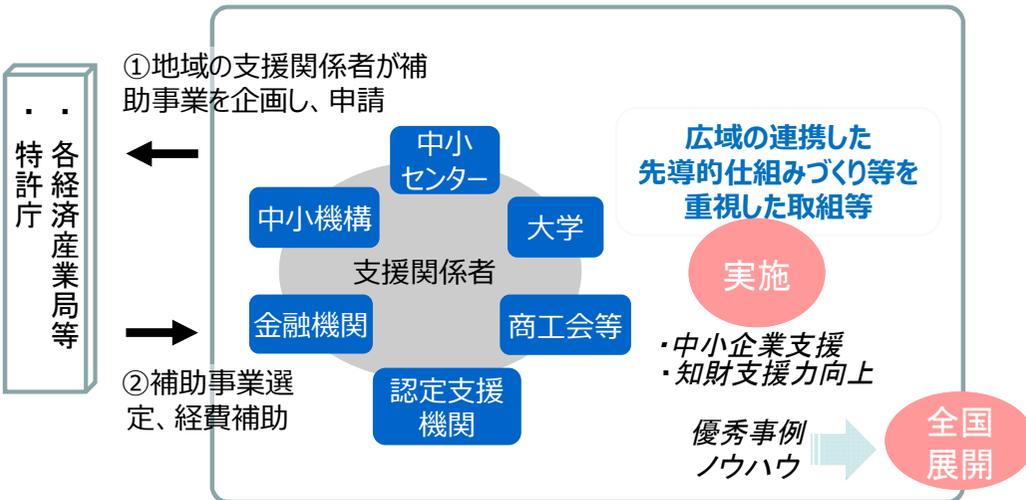
# Ⅲ-2. (1) 先進的・意欲的な地域への予算的支援①

- ▶ 地域における課題に対応し、地域の知財支援体制構築や連携強化を通じた知財支援力向上を促進するため、意欲的な地域による先進的な知財支援の取組費用を補助する事業を、27年度開始。
- ▶ 広域の連携した仕組み作りによる知財ビジネスマッチング(7件)、産学連携(4件)、デザイン・ブランド(2件)等、15件の取組を各地で支援。

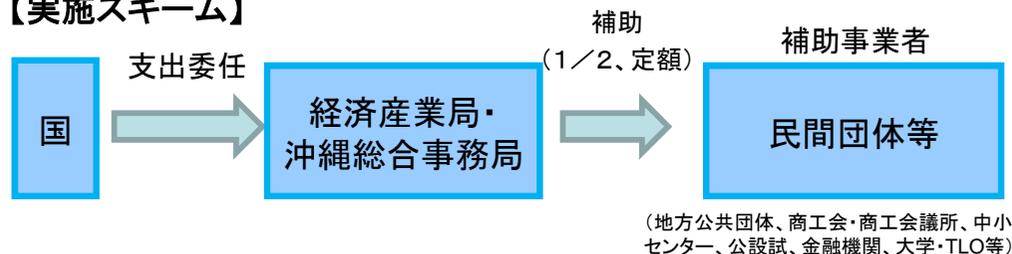
## 1. 現状

### 支援事業概要

- 知財の重要性への認識の違いや各種制約(人材、知識、予算不足)から、地域により取組にバラツキあり、地域振興にマイナス。
- そのため、意欲的な地域の取組を支援。優れた先導的取組事例やノウハウは全国に共有し、他地域への普及・展開を図る。



### 【実施スキーム】



## 2. 活用状況

### 27年度支援実績(28年2月末現在)

(1) 広域の連携した仕組み作りを重視した取組として知財ビジネスマッチングに関する事例が多い。

■ 支援件数: 15件(補助上限額1,000万円)。

■ 取組内訳:

・知財ビジネスマッチング(7件)

大企業の知財を中小企業が活用するマッチング支援(大企業の知財を中小企業に移転するマッチング交流会などの場の創出)等

・産学連携(4件)

大学生の商品アイデアを活用した中小企業による商品開発支援(※1)等

・デザイン・ブランド支援(2件)

複数の地域団体商標商品を組合せ外国人観光客をターゲットにした土産物の商品開発支援(※2)等

・海外展開支援(1件) ・人材育成(1件)

(※1) 大企業等の開放特許を用い11都府県の30大学の学生がアイデア提案を競争。優秀アイデアと中小企業とのマッチングにより商品開発を支援。(関東)



知財活用アイデア全国大会の様子

(※2) 地域団体商標の活用支援策として、米と水を中心に、各地の「ごはんに合うもの」を集めお土産パッケージを作成。(北海道)



- 28年度に向けた課題は以下の2点。
  - (1) 多様な取組の創出
  - (2) 地方公共団体の取組促進
- 28年度は、以下の3つの方針に基づき、先進的に知財支援に取り組んでいる地域の自主性を尊重しつつも、多様な取組を創出。
  - (1) 「重点課題解決型の取組」の新設による多様な取組の誘導
  - (2) 連携強化による地方公共団体の取組促進
  - (3) 優れた事例の創出・展開

### 3. 事業改善に向けた課題

28年度の事業改善に向けた課題は以下のとおり。

#### (1) 多様な取組の創出

- 27年度は15件全件が類型③であり、そのうち7件が知財ビジネスマッチングに関する支援となり特定テーマの提案・採択が集中。
- 地域における多様な課題に対応するため、マッチング支援以外の取組についても充実が必要。
- 特許庁として、先導的な取組を実施したい場合に対応が困難。

#### (2) 地方公共団体の取組促進

- 地方公共団体の補助を条件とする取組(類型①②)は0件。
- 知財支援を地域で効果的に展開するには、施策の担い手である自治体等の積極的な取組が不可欠。

#### 【27年度類型】

- ① 地域の中小企業等の知財活用を促進するべく、個別具体的・直接的な支援を重視した取組
  - ・補助率: 1/2 ・補助上限額: なし(地方公共団体の負担額の範囲内で補助)
- ② 地域経済への裨益が見込まれる先導的仕組みづくり等を重視した取組
  - ・補助率: 1/2 ・補助上限額: なし(地方公共団体が1/4を負担した場合に補助)
- ③ 広域の連携した先導的仕組みづくり等を重視した取組。
  - ・補助率: 定額 ・補助上限額: 1,000万円

### 4. 28年度に向けた方針

3つの方針の下、「多様な取組の創出」と「地方公共団体との連携強化」を実施

#### (1) 「重点課題解決型の取組」の新設による多様な取組を誘導 (27年度予算: 1.5億→28年度予算案: 2.0億)

- 地域における共通の課題であるものの、全国一律に解決することが困難な取組や、支援手法が確立していない課題について、先進的に取り組む地域を支援。

(例)

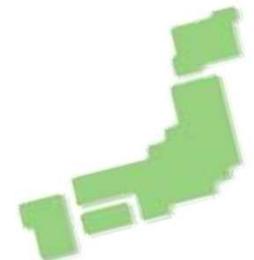
- ✓ 初めて出願に臨む中小企業を支援し、すそ野拡大を促進
- ✓ 標準戦略を視野に入れた知財戦略策定支援

#### (2) 地方公共団体との連携を強化した取組促進

- 地方経済産業局を通じて地方公共団体と日常的な情報交換を図ることにより、課題を共有し、連携した取組を創出。

#### (3) 優れた事例の創出・展開

- 取組事例を蓄積し、優れた事例を他地域へ普及・展開することにより、地域における自発的な取組を後押し。多様な取組を先導。



# Ⅲ-2. (2) 中小企業知財金融促進事業①

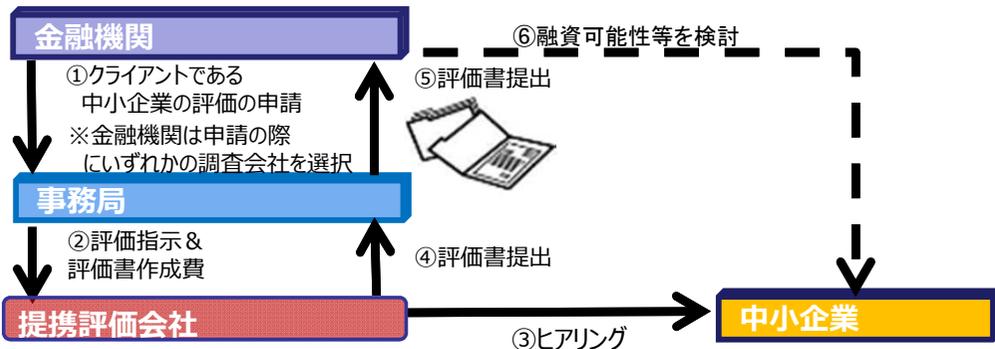
- 金融機関には特許等知財の評価ができる人財が不足しているため、知財が融資判断に適切に反映されていない状況。
- 26年度の試行を踏まえ、27年度から本格的に中小企業知財金融促進事業を開始。
- 27年度は63行に対し、知財ビジネス評価書を150件作成支援。また大阪、埼玉でシンポジウムを開催する等普及に資する事業を実施。

## 1. 現状

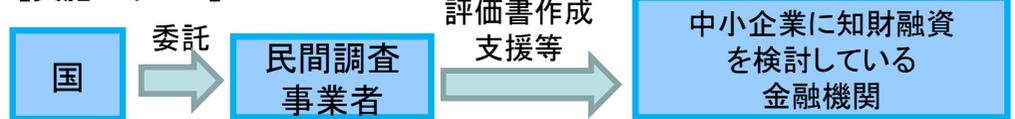
### 支援事業概要

- 中小企業からは知財による資金調達ニーズがあるものの、金融機関には特許等知財の評価ができる人財が不足しているため、知財が融資判断に適切に反映されていない状況。
  - 一部の金融機関や公的支援機関※では、調査会社や専門家による特許や技術・経営力の評価書を活用して、融資につなげている事例あり(先行事例)。
- ※ 豊和銀行(大分県)：平成23年9月～、千葉銀行(千葉県)：平成26年5月～  
 (公財) ひょうご産業活性化センター(兵庫県)：平成17年7月～  
 (公財) ひろしま産業振興機構(広島県)：平成25年7月～  
 (公財) 福岡県中小企業振興センター(福岡県)：平成26年6月～
- 26年度の試行を踏まえ、27年度から本格的に事業化。①知財ビジネス評価書作成支援、②評価書の活用事例等を紹介する金融機関向け小冊子の作成、③シンポジウムを開催。

### 27年度知財ビジネス評価書実施スキーム



### 【実施スキーム】



## 2. 活用状況

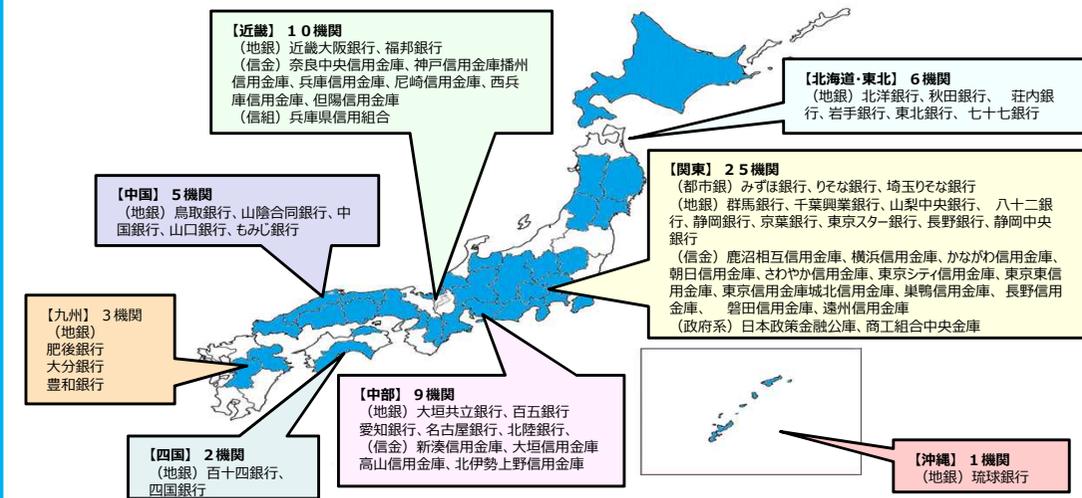
### 27年度実績

#### (1) 知財ビジネス評価書の提供

- 金融機関の申請により無料で150件作成、金融機関に提供。

#### 平成27年度 (利用金融機関分布)

金融機関：63機関、知財ビジネス評価書：150件



#### (2) 小冊子「金融機関職員のための知的財産活用のススメ」の作成

- 知財を切り口に企業の実態把握を実施することのメリット、行内の日常業務での活用方法の提案、知財を切り口にした企業の方との会話例等を掲載。金融機関内部で「知財」に着目することを進めるための基本的な小冊子。

#### (3) 知財金融シンポジウムの開催

- 知財金融に取り組む金融機関やその促進に取り組む公的機関等の事例を紹介し、普及啓発を図るシンポジウムを大阪・埼玉の2回開催。  
 ※ 大阪：27年7月開催 約100名参加、 埼玉：28年1月開催 約400名参加

#### (4) セミナー等の開催

- 産業財産権専門官等による個別金融機関への訪問や知財セミナー等の実施など「知財金融」の周知活動を実施。

➤ 28年度は、「金融機関への更なる普及」と「好事例の創出」の2つの課題解決を通じて、金融機関における知財金融の取組を促進。

➤ 具体的には、

①知財金融に関する周知活動や知財ビジネス評価書の活用方法の紹介等を通じて、金融機関への知財金融の普及に資する取組の強化

②特定の金融機関に対する伴走型支援や、成功事例の横展開を意識した好事例の創出を通じて、知財金融の取組を促進し、中小企業における知財のすそ野拡大に貢献。

### 3. 事業改善に向けた課題

#### (1) 金融機関への更なる普及

- 知財金融にまだ取り組んでいない金融機関に知財金融を普及すること。  
※27年12月31日現在、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合の総数は530行。(株式会社日本金融通信社調べ)
- 知財金融に既に取り組んだことのある金融機関に知財金融を更に普及すること。

#### (2) 好事例の創出

- これまでの活用を通じ以下の3点が進展
  - ①金融機関の知財への関心の高まり(セミナー依頼が大幅増)  
※きらやか銀行(山形県)、東邦銀行(福島県)、八十二銀行(長野県)、巢鴨信用金庫(東京)、熊本県・宮崎県近郊の金融機関等
  - ②知財ビジネス評価書を通じた融資制度の創設  
※先行事例として千葉銀行、豊和銀行(大分)があったが、27年度山口銀行、千葉興銀、北洋銀行(北海道)、愛知銀行、東京都民銀行、岐阜信用金庫、百五銀行の7行が新たに開始(28年度から八千代銀行、新銀行東京も開始予定。)
  - ③当課の支援により融資に直結した案件  
※27年度は、民間金融機関から融資実績(プレスリリースにより公表されているものに限る。)は6件。
- これまで、融資事例について、それが実行された背景、理由等詳しい分析がなされていない状況。

### 4. 28年度に向けた方針

5つの方針の下、知財金融の促進を目指す。

#### (1) 知財ビジネス評価書の作成支援の継続

- 27年度に続き150件の作成支援を予定
- 標準的な知財ビジネス評価書作成のための検討
  - ✓ 知財ビジネス評価書提供先の金融機関へのフォローアップ等を通じて、標準的な知財ビジネス評価書に盛り込むべき項目を検討。

#### (2) 周知活動の継続

- シンポジウム、各種セミナーの開催、金融機関への個別訪問
  - ✓ 特許庁、各経済産業局等特許室及び金融機関で開催される各種セミナー等で、知財金融について積極的に働きかけを行う。

#### (3) 知財ビジネス評価書に対する理解の深化

- 金融機関を対象にした知財ビジネス評価書説明会を開催
  - ✓ 各知財調査事業者が自身の作成する各知財ビジネス評価書について、特徴や活用方法等、金融機関に対し詳しく紹介する説明会を開催。
- 小冊子「知的財産活用のススメ」の応用版を作成

#### (4) 特定金融機関の取組の引き上げ

- 特定金融機関への伴走型支援を実施
  - ✓ 知財金融に熱心に取り組む金融機関に対し、その取組をさらに引き上げる支援を通じて融資成功事例を創出。

#### (5) 成功事例の横展開

- 金融機関や地方公共団体を対象とした実態調査の実施
  - ✓ 本事業を通じ知財評価が融資につながった事例 及び各金融機関や地方公共団体で独自に運営される知財評価制度の実態調査を実施。

- ▶ 各地域で地域産業振興の拠点となるべき、公的研究機関(独法、地独、公設試等)や企業等における技術シーズの事業化を図ることにより、早期の社会還元を促進することは、地域産業振興の観点から重要。
- ▶ 地域において不足している事業構想力を充足することで、地域における新規事業創出機能を活性化させる支援が必要。

## 1. 現状と課題

### (1) 地域における現状

- 各地域で地域産業振興の拠点となるべき、公的研究機関(独法、地独、公設試等)や企業等における技術シーズの事業化を図ることにより、早期の社会還元を促進することは、地域産業振興の観点から重要。
- しかし、地方においては、ビジネスプランを構築し具体化に繋げられる人材・機能が不足しており、保有する技術シーズを活用して新規事業創出に成功している事例は多くない。

### (2) 知的財産推進計画2015

- 知的財産推進本部検証・評価・企画委員会の下に設置された「地方における知財活用促進タスクフォース」における議論を受けて、知的財産推進計画2015の中で、知的財産を活用しながらニーズ起点で事業化を支援する人材を地域に配置する施策を進めることが決定された。

「第1部重点3本柱 第1地方における知財活用の推進 (2) 今後取り組むべき施策」より抜粋)

<<橋渡し・事業化支援機能の整備>>

(橋渡し・事業化支援人材の目的ごとの配置)

・地域中小企業のニーズを掘り起こし、大企業等が保有する知的財産とマッチングさせた事業計画を提案し、中小企業による事業化を支援する橋渡し・事業化支援人材を地域の公的機関等に配置する。(短期・中期)(経済産業省)

## 2. これまでの先進的な取組事例

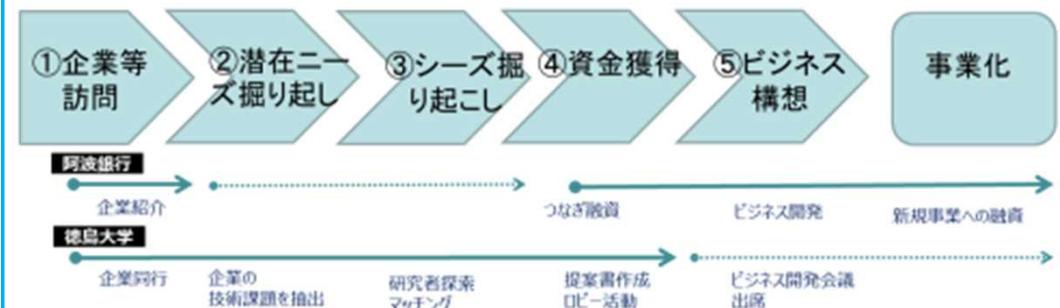
### (1) 地域ネットワークを活用した事業構想に基づく事業化支援

#### <事例> 徳島大学(坂井教授)の活動(※2)

- 地元の阿波銀行と共に地元中小中堅企業を1年で536件訪問(ニーズ掘り起こし)。さらに、大学研究者を445名訪問(シーズ掘り起こし)。また、大学・中小企業双方の提案書作成をサポート(政府資金や銀行のつなぎ融資獲得支援)。
- 中小企業診断士・弁理士・産学連携従事者等から構成される「ビジネス構築会議」を主導し、「知的財産の取得、ビジネスプラン作成、販路開拓」等の具体的なプランニングを実施(地域の専門人材を活用したビジネス構想立案支援)。
- これらの活動を通して、徳島大学の特許のライセンス収入は、1億1,621万円(前年度比33.2倍、契約ベース)と急増。共同研究費受入額8,246万円(徳島大学の総受入額の24.3%に相当)の獲得に成功。

<坂井教授の事業プロデュース活動>

(※2) 知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会 地方における知財活用促進タスクフォース(第2回)坂井委員発表資料



- 28年度前半中には事業プロデューサーの派遣を開始する予定。
- 事業プロデューサーは派遣先の地域ネットワークと連携しながら事業プロデュース活動を支援しつつ、事業プロデュースの知見・ノウハウの移転実施。
- 事業プロデューサー同士が連携できる場を設定して広域連携も推進すると共に、事業プロデュース活動の成功モデルを抽出し地域に提供。

## 3. 新規事業の概要

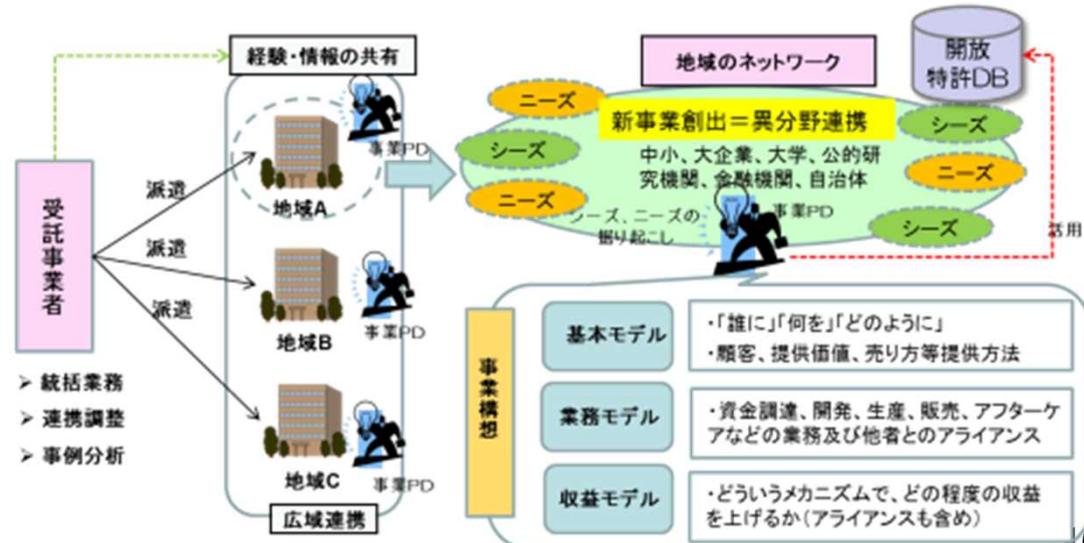
### (1) 事業概要・目的

- 技術シーズ及び技術開発能力を豊富に保有する我が国の強みを最大限に発揮するために、事業化を構想できる目利き機能を果し事業をプロデュースする能力を持った専門家を地域に配置。
- 具体的には、受託事業者が事務局になって「目利き機能」を果たす要件を備えた「事業プロデューサー」を採用の上、事業プロデューサーと共に積極的に事業創出活動を推進できる体制を有する等、効果的な事業プロデュース活動が可能となる地域に派遣。
- 事業プロデューサーは、地域の金融機関を含むネットワークと連携しながら事業創出活動を実施することによって、事業プロデューサーの知見を地域に移転。
- 本事業の事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の分析によってモデルを抽出し、事業終了後に広く周知を図ることにより、地域における新規事業創出の環境整備を目指す。

### (2) 事業のポイント

- 地域金融機関を含む地域ネットワーク機関・人材を活用した地域における潜在ニーズ及びシーズの掘り起こしを実施。
- 掘り起こした情報に基づいてニーズ事業を構想し、地域ネットワークと共にビジネスプランを精緻化。
- 事業構想の具現化に必要な支援チームの組成し、その活動を支援。
- 事業プロデューサー同士が活動進捗、ニーズ・シーズ情報等を共有する場を提供することで、派遣先地域間の広域連携も模索。
- 事務局(受託事業者)において、事業プロデューサーによる活動の成功事例・失敗事例の収集・分析から、成功モデルを抽出し、事業プロデュースのノウハウを全国地域に提供。

### 【実施スキーム】



# Ⅲ-4. (2) 特許情報分析活用支援①

- 中小企業において、特許情報分析は、専門的な知見が必要であるとともに専門家や調査会社を利用すると費用負担大。
- 知財経営における特許情報分析の活用促進のため、27年度から①「研究開発」、②「出願」、③「審査請求」の各段階に応じた包括的な支援を開始。
- 地域において、面としての利用を高めるため、地方公共団体、公設試験研究機関、商工会や商工会議所等の経済産業団体や ものづくり組合等の生産者事業協同組合なども支援。

## 1. 現状

### 支援事業概要

- 特許情報は、中小企業等の経営上も重要であるが、十分活用できていない現状あり。

### 包括的な特許情報分析

#### ①研究開発段階

新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援。

➡ 効果的な研究開発投資を促進。

#### ②出願段階

中小企業に対するオープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援。

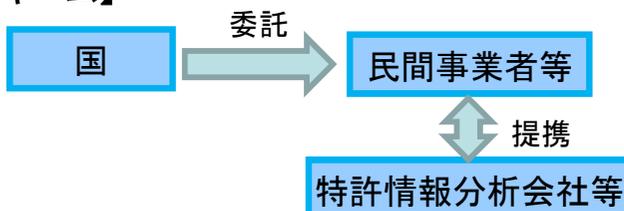
➡ 強い権利の取得、権利化可能性の向上。

#### ③審査請求段階

公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援。

➡ 無駄な審査請求の回避による知財活動費用の削減。

### 【実施スキーム】



## 2. 活用状況

### 27年度利用実績(28年2月末現在)

(1)「研究開発」及び「出願」段階: 中小企業等の自己負担なし

- 申請件数: 107件(支援予定50件)。約2倍の倍率。

(申請者の内訳)

中小企業: 98件 公設試: 7件 地方公共団体: 1件 組合: 1件

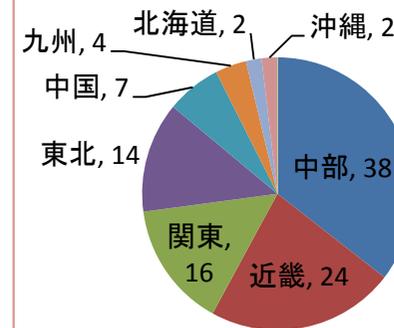
- 地域ブロック別の「申請」件数:

中部(38件) 近畿(24件) 関東(16件) 東北(14件)(多い地域順)

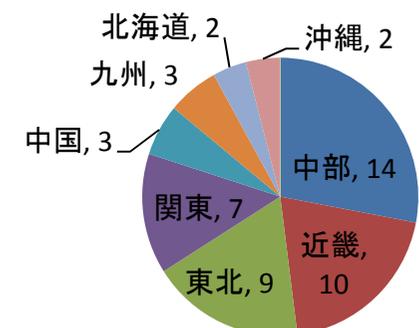
地域ブロック別の「採択」件数:

中部(14件) 近畿(10件) 東北(9件) 関東(7件)(多い地域順)

地域ブロック別 申請件数



地域ブロック別 採択件数



(2)「審査請求」段階: 中小企業等の自己負担あり(1万円以上)

- 利用件数: 56件

- 28年度に向けた課題は、以下の2点。
  - (1)特許情報分析活用支援事業の利用拡大
  - (2)「特許マップ」の活用状況の把握と活用事例の発信強化
- 28年度のポイントは、(1)「研究開発」、「出願」段階の支援件数を増やすこと、(2)対象者要件の緩和を通じて、「審査請求」段階の利用拡大を図ること、(3)「事例集」の作成を通じ、特許情報分析の知財経営における重要性の普及啓発を強化すること。

### 3. 事業改善に向けた課題

28年度に向け、事業改善に向けた課題は以下のとおり。

#### (1) 特許情報分析の利用拡大

- 「研究開発」、「出願」段階は、利用希望者数が、支援予定件数の約2倍となり、意欲はあるが利用できない者が多数存在。
- 「審査請求」段階は、地域で十分に利用が図られていない状況。

#### (2) 「特許マップ」の活用状況の把握と活用事例の発信強化

- 27年度は、「特許マップ」を作成し、簡単な説明とともに、利用者へ提示し、支援は終了。
- 「特許マップ」が中小企業の実態から見て、研究開発戦略や出願戦略にどのように活用されたか把握できていない状態。

【特許マップ(サンプル)】



### 4. 28年度に向けた方針

3つの方針の下、「利用拡大」と「特許マップの重要性の普及強化」を実施

#### (1) 「研究開発」・「出願段階」の支援件数の拡大(50件⇒100件)

- 27年度の応募状況(支援予定件数超)を踏まえ、支援件数を倍増し、知財経営における「特許マップ」の活用促進を強化。

#### (2) 「審査請求」段階の対象者要件の追加

- 利用の拡大を図るため、認知度向上に向けた「普及」の取組に加え、対象者を以下のとおり拡大。
  - ✓ 「研究開発」「出願」段階と同様に、「公設試」、「大学」、「高専・高等学校」等、中小企業以外を対象者に追加。

#### (3) 「事例集」を通じ、特許情報分析の知財経営における重要性を普及

- 28年度は、利用者へのフォローアップ調査を通じ、「特許マップ」の活用事例集を作成。

※参考

27年度は、「特許マップ」の概要や使い方について説明する簡単なガイドマップや「先行技術調査」の利用ケースを説明するパンフレットを作成。

- 同事例集により、特許情報分析の知財経営における重要性の発信を強化。



# Ⅲ-4. (3) 中小企業等外国出願支援事業①

- 海外で安定的に事業を行うために外国での権利取得は不可欠である一方、外国出願の費用は中小企業にとって大きな負担。
- 中小企業及び地域団体商標の海外展開を促すため、外国出願に要する費用の半額を補助する取組を平成20年度から開始。
- 中小企業支援センター及びジェトロを通じて補助金を交付。事業実施地域数・支援件数ともに、事業開始以降、毎年増加。助成した約9割が権利化。

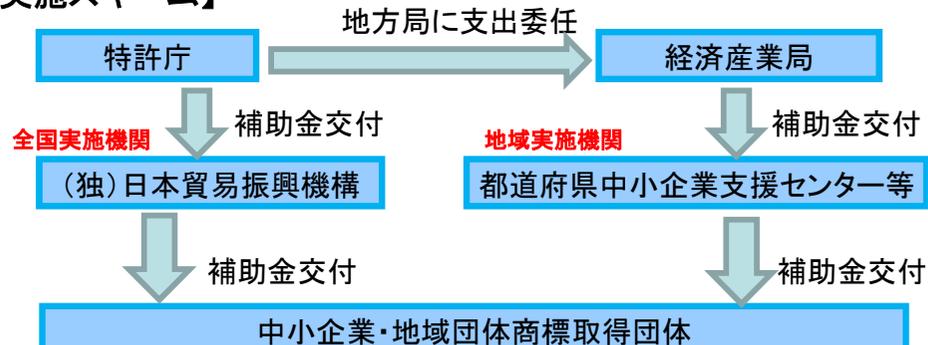
## 1. 現状

### 支援事業概要

- 中小企業等による戦略的な外国出願の促進を図るため、(独)日本貿易振興機構及び都道府県中小企業支援センター等を通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成。

対象者	中小企業者、中小企業者で構成されるグループ(事業協同組合等) ※地域団体商標の外国出願については、商工会議所、商工会、NPO法人等も含める。
補助率	1/2
補助額	1企業あたりの上限額: 300万円(複数案件の場合) ・案件ごとの上限額 特許出願: 150万円、 実用新案・意匠・商標出願: 60万円 冒認対策商標出願: 30万円
補助対象経費	外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等

### 【実施スキーム】



## 2. 活用状況

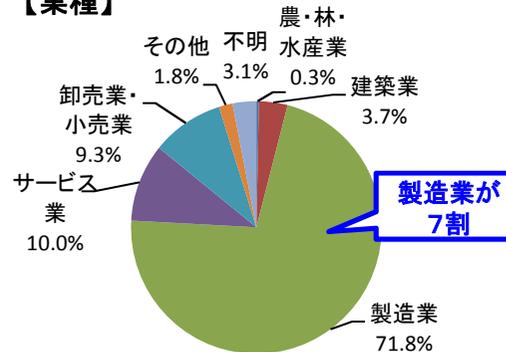
### 支援実績

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
実施地域数	4	8	16	26	36	40	43+ ジェトロ	43 +ジェトロ
支援件数	11	25	71	102	191	381	540	659 ※交付決定 件数

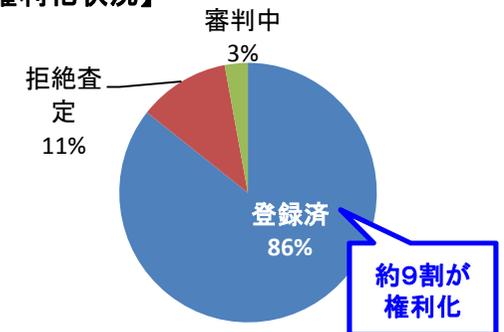
### フォローアップ調査結果

22～26年度の支援企業にアンケート調査を実施(H27.10)。回答のあった支援企業(621社)における支援案件を集計。

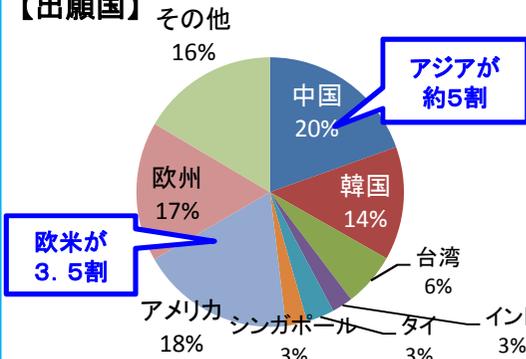
### 【業種】



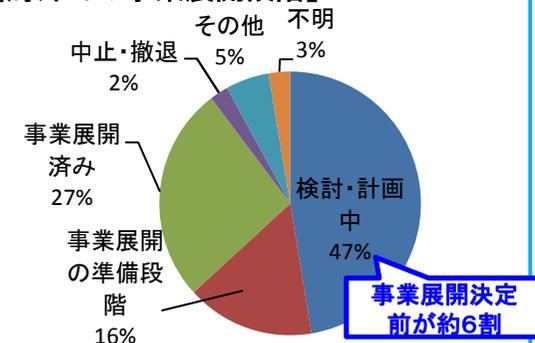
### 【権利化状況】



### 【出願国】



### 【海外での事業展開段階】



# Ⅲ-4. (3) 中小企業等外国出願支援事業②

- ▶ TPP合意を踏まえ、海外展開を検討している中小企業の支援が重要。
- ▶ 全国一律での支援のみならず、地方公共団体等がその特性に応じて、地域を巻きこんで支援を広げていくことが重要。
- ▶ この点、支援センターや地方公共団体独自の支援と組み合わせた一体的な海外展開支援の実施や、地方公共団体も費用負担を行うことによる企業の負担減等、地方ならではの好事例も生まれており、他の地域にも横展開していくことも重要。

## 3. 支援事例

### 外国出願補助金の活用事例

#### 千住スプリンクラー株式会社(岩手県一関市)

積極的な外国出願で、「安心」と「信頼」で海外展開を進める

スプリンクラーヘッド・関連バルブ製品・安全栓等の製造メーカー 資本金1億円、従業員166名



米国向け  
スプリンクラー  
ヘッドRC-RES

#### <外国出願の背景>

日本でスプリンクラー設置義務対象の建物は少なく、また設置後は半永久的に交換しないことから、海外市場獲得のため積極的な海外進出を行っていく必要があり、海外展開については、権利侵害を防止するため、積極的な外国出願を心がけ。

#### <外国出願の内容>

本補助金を活用して、市場の大きいアメリカを中心に、欧州や中国に出願。過去に意匠権に関する知財係争に巻きこまれた経験から、知財戦略として「特許」と「特許の再現に欠かせない重要な部分の意匠」を組み合わせて出願することにより、権利保護を強化する戦略を実施。

#### <外国出願による事業効果と今後の展開>

現在の海外の売り上げは20%程度で、そのうち米国での売り上げが60%。  
米国では本補助金を利用した特許製品を含め、毎年売り上げを伸ばしており、外国出願の効果が顕在化。

## 4. 28年度に向けた方針

### 海外展開の知財面からの後押し強化

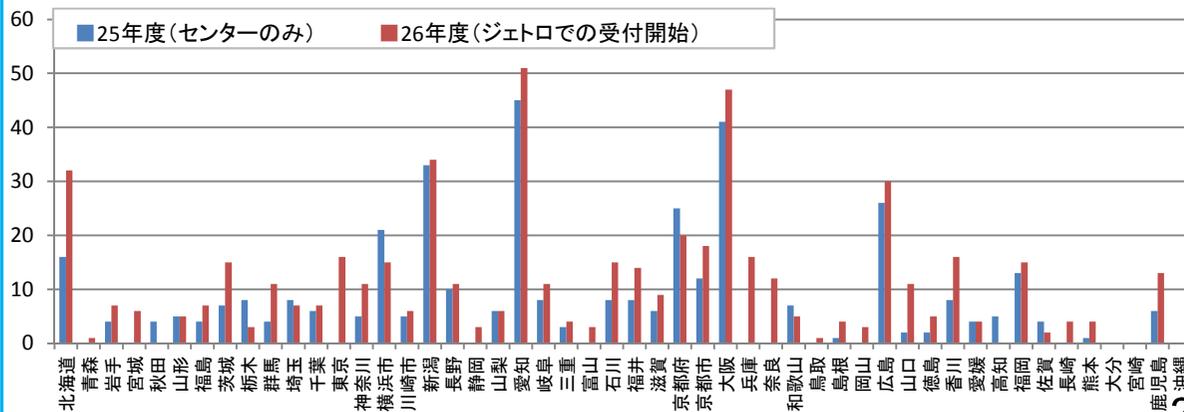
- TPP合意を含め、海外展開を検討している中小企業の利用拡大に向けた普及活動の強化

### 海外展開の知財面からの後押し強化

- **対面でのきめ細かな支援が可能**
  - ・申請書の記載方法や出願後のフォローアップ等、対面でのきめ細かな支援が可能。
  - ・支援センターで受けた海外展開の相談を、外国出願に促すことが可能。
- **支援センターや地方公共団体独自の事業と連携した支援が可能**
  - ・地域独自に実施する海外展開支援施策と組み合わせた、一体的な支援が可能。
  - ・地方公共団体が補助金を上乗せしている地域もあり、企業の負担減を実現。

- ✓ 中央(ジェトロ)のみならず、地域(支援センター)での支援を実施していくことが重要。
- ✓ 地域の好事例を、他の地域に横展開していくことも重要。

### 【都道府県別支援件数(25~26年度)】



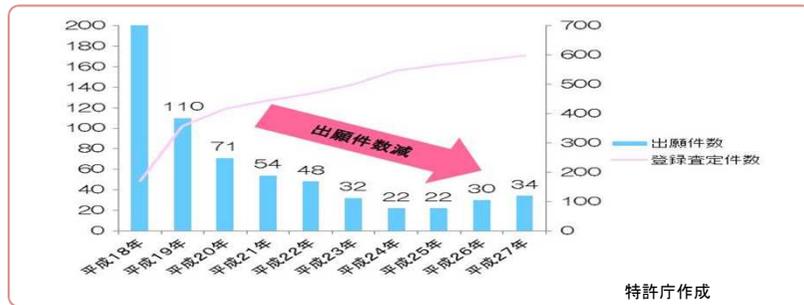
# Ⅲ-4. (4) 地域団体商標海外展開支援①

- 地域団体商標の出願件数は、ここ数年20～30件と減少。事業としての成功例を構築することが出願にも貢献。
- 地域団体商標の活用は不十分。「ブランド戦略策定」といった活用に向けた取組は低調(12.3%)。
- 他方で、「今治タオル」は、海外戦略に沿ったブランドコンセプトを構築し、世界に通用するブランド化に成功しており、このような取組強化が重要。

## 1. 現状と課題

### (1) 地域団体商標の出願件数と登録査定件数

- 出願件数は、初年度(平成18年)は698件の出願があったものの、ここ数年は20～30件で推移。今後は登録された地域団体商標の活用が必要。



### (2) 地域団体商標の活用状況

- 地域団体商標の活用状況を見てみると、「PR用ポスター・パンフレット等に記載(59.8%)」、「関係ホームページに掲載(44.7%)」等、単純な商標表示が多く、「ブランド戦略策定(12.3%)」といった具体的なブランド化への取組は低調であり、地域団体商標のさらなる活用が期待。



## 2. これまでの先進的な取組事例

### (1) 地域団体商標の海外での活用事例

#### <事例>今治タオル

産地で共有されたブランドコンセプトを核として、世界に通用するブランドを構築

#### <主な知財活動>

- 著名なアートディレクターを起用し、「今治タオル」をブランド化。海外にも展開。
- 独自のブランドマーク・ロゴを付与
- 中国における冒認商標出願に対し、組合と市が連携して対応。



<海外展示会(イタリア)>



<ブランドマーク・ロゴ>

### (2) 地域団体商標の海外展開実績

#### 【地域団体商標取得団体の外国出願補助金の利用件数実績】

- これまで、8の地域団体商標取得団体が、外国出願補助金を利用し、中国、韓国、台湾、タイ、シンガポールといった海外に商標出願。

#### 【利用団体】

- ①十勝川西長いも(北海道)
- ②東川米(北海道)
- ③高崎だるま(群馬)
- ④瀬戸焼(愛知)
- ⑤三州瓦(愛知)
- ⑥常滑焼(愛知)
- ⑦姫路おでん(兵庫)
- ⑧庵治石(香川)

# Ⅲ-4. (4) 地域団体商標海外展開支援②

- ▶ 特に、地域団体商標を対象とした地方発の海外展開を支援することが、地域産業の活性化に貢献。地域団体商標を利用した商品の事業化は、権利の価値を高めるとともに、地域振興にも貢献。
- ▶ 28年度は、海外展開に向けた「ブランド戦略の構築」や「事業化に向けた取組」への補助を通じ、地域団体商標(ブランド)のプロモーションを強化。
- ▶ 本事業を含め、「権利取得」のみならず、「権利活用」及び「知財係争対策」までを対象とする地域団体商標に関する一貫支援を強化。

## 3. 新規事業の概要

### (1) 事業概要・目的

- 地域団体商標に登録されている農水産品、飲食品、特産品等を対象に、当該ブランドの海外での周知・普及を支援し、地方から世界に通用するブランド化を後押し。
- 具体的には、海外展開に向けた知的財産権の取得戦略や知財ライセンス契約も含む「ブランド戦略の構築」や商談会・展示会等を活用した「事業化に向けた取組」への補助を実施。

### 【実施スキーム】



### (2) 事業のポイント

- 本事業を通じて、地域団体商標(ブランド)のプロモーションを強化。そのため、事例集、セミナー・シンポジウムなど、「普及」の取組も実施。
- 海外展開の初心者、中上級者などのレベルに応じた多様な支援メニューを整備

### (3) 地域団体商標に対する一貫支援の強化

- 28年度は、「権利取得」のみならず、海外展開を念頭においた「権利活用」及び「知財係争対策」までを対象とする地域団体商標に関する一貫支援を強化。

#### 権利取得・活用に係る支援<国内>

##### 【外国出願補助金】 権利取得

- (独)日本貿易振興機構及び都道府県等中小企業支援センターを通じ、中小企業者等の外国出願にかかる費用を助成
- 26年度から地域団体商標も補助対象に追加

##### 【知財総合支援窓口】 権利取得 権利活用

- ブランド専門家を活用し、地域の中堅企業等地域を支える企業や組合の相談拠点を整備
- 県、市、弁理士会、東北特許室と連携した「雄勝硯」の地域団体商標取得に向けた支援の実施。

#### 地域団体商標の活用支援の強化(補助金) ※メニュー拡充

##### 【地域団体商標の海外展開支援】 権利活用

- (独)日本貿易振興機構を通じ、地域団体商標取得団体の海外展開に関する取組への補助。
- 本取組を通じ、地方発の海外展開を支援し、地域団体商標の活用を促進。

#### 海外での知財係争対策(補助金) ※メニュー拡充

##### 【防衛型侵害対策支援】 知財係争対策

- 実施主体:(独)日本貿易振興機構
- 支援対象:中小企業・地域団体商標を取得した団体
- 補助対象費:弁護士等への相談等係争前費用及び係争費用  
※損害賠償金、和解金は対象外  
※冒認商標の場合、拒絶査定不服審判に係る費用、商標買取費用は対象外
- 補助率: 2/3
- 補助上限額:一社あたり500万円まで
- 対象国:全地域

#### <支援の活用イメージ>

次のケースにパッケージで対応  
①知財侵害で訴えられた場合  
②冒認商標を取り消す場合

##### ①知財侵害で訴えられた場合

弁護士への相談、訴訟準備、訴訟対応に要する費用を補助

##### ②冒認商標の取消が必要な場合

冒認商標を確認、取消し・無効に係る係争費用を補助

# Ⅲ-4. (5) 中小企業等海外侵害対策補助金①

- 中小企業でも、海外で模倣品等による権利侵害を受けたり、警告状等で権利侵害を指摘されるケースが増加。
- 27年度は①模倣品対策支援の継続実施に加え、新たに②防衛型侵害対策支援を開始。
- 模倣品対策支援については、27年度の採択件数は倍増するも、対象国の多様化や権利侵害の巧妙化等、現状に応じた支援の必要性も浮き彫りに。

## 1. 現状

### 支援事業概要

- 現状①・・・模倣品被害が多い
  - ✓ 16%の企業が権利侵害を受けた経験あり(回答企業数101/621社)※
- 現状②・・・権利侵害していると指摘を受けるケースも増加
  - ✓ 8%が海外企業より権利侵害をしていると指摘を受けた経験あり(回答企業47/620社)※



【現状①権利侵害を受けた経験】※  
 ※27年度外国出願補助金フォローアップ調査結果より(28年2月時点) (22～26年度の外国出願補助金支援企業を対象とした特許庁アンケート調査)

【現状②海外の企業から権利侵害をしていると指摘を受けた経験】※

- ジェトロを通じ、①模倣品による権利侵害調査費用、②海外において知財侵害で訴えられた場合の対応費用を助成し、海外での適時適切な権利行使と侵害係争対策を促進。

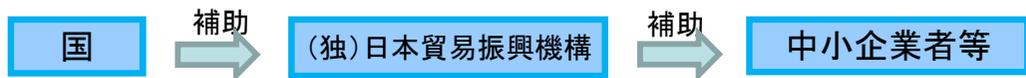
### <①模倣品対策支援>

模倣品に関する調査から模倣品業者に対する警告・行政摘発手続までに要する費用を補助。地域団体商標も対象。【上限400万円】

### <②防衛型侵害対策支援>

海外で外国企業から知財侵害で訴えられた場合の弁護士への相談や訴訟準備・訴訟に要する費用を補助。【上限500万円】

### 【実施スキーム】

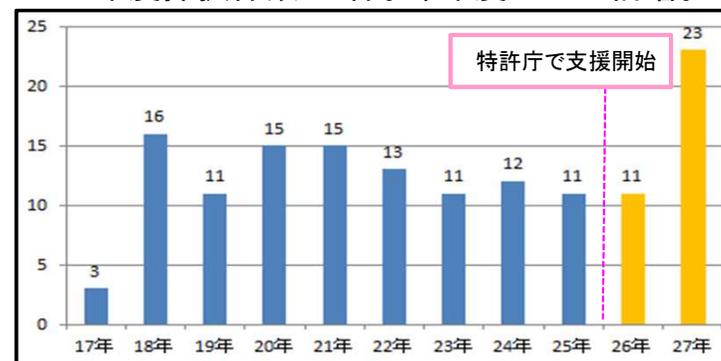


## 2. 活用状況

### 27年度実績

#### (1) 模倣品対策支援

- 27年度採択件数23件。昨年度に比べ倍増。



※特許庁調べ (27年12月)

- 補助金の支援実績の増加は、ピンポイントでの産業財産権専門官等による事業のPR、企業の課題掘り起こしの結果によるもの。
- 対象国については、80%が中国。しかし、中国以外（タイ、インド、ロシア等）への申請も増加。
- 権利種別については、商標権侵害が多く、インターネットで発覚することが多い。

#### (2) 防衛型侵害対策支援

- 27年度から支援開始。27年度採択件数は2件。  
 ※本補助金は海外における知財訴訟リスクの増加に伴うセーフティネットとして機能。
- 対象国については中国、中東。
- 権利種別については商標。

# Ⅲ-4. (5) 中小企業等海外侵害対策補助金②

- 28年度に向けた課題は、(1)冒認商標被害への支援、(2)地域団体商標の保護・活用、(3)行政摘発支援の拡大。
- 上記課題の実現に向け、28年度は、(1)冒認商標無効・取消係争支援を開始、(2)地域団体商標を各補助金の対象に追加、(3)ニーズに基づく行政摘発支援の拡大 を方針に施策を実施することで、中小企業の海外での適時適切な権利執行を支援。

## 3. 事業改善に向けた課題

28年度に向け、事業改善に向けた課題は以下のとおり。

### (1) 冒認商標被害\*への支援

\*海外で悪意のある第三者が日本ブランド商標を先取りしている場合

- 海外で現地企業等により、企業ブランドや地域ブランドが冒認出願されるトラブルが頻発。  
※26年度模倣被害調査報告書(特許庁)によれば、中国を中心に195件の冒認出願被害あり(大企業含む)。
- 中小企業等は現地での係争費用の観点から、対応が困難な状況。  
※中国の場合、無効審判のみならず裁判で係争する場合には500万円程度は必要。

### (2) 地域団体商標の保護・活用

- 地域団体商標については、平成27年1月時点、中国で、中国等外国企業に冒認出願されているは17件。
- 地域団体商標の海外展開を支援するためにも侵害対策は不可欠。

#### 【海外で外国企業等から冒認出願された地域団体商標】



#### 「大雪旭岳源水」

- ✓ 北海道東川町農業協同組合による地域団体商標
- ✓ 平成26年中国で公告  
※平成27年2月登録済

その他中国等外国企業に出願された地域団体商標 (平成27年1月時点)

- (登録済み) 南部鉄器、高岡銅器、九谷焼、美濃焼、熱海温泉、常滑焼、京扇子、信楽焼、上野焼、八女茶、唐津焼
- (拒絶不服審判中) 備前焼
- (拒絶査定) 米沢織、伊賀焼、淡路瓦、宮崎牛

### (3) 行政摘発支援の拡大

- 模倣手口の巧妙化等背景に、中小企業から、行政摘発の支援を意匠権まで拡大してほしいとの要望あり。  
※現在の行政摘発＝中国の商標権に係る行政摘発(差止、押収等)のみ可能

## 4. 28年度に向けた方針

3つの方針の下、「冒認商標被害への支援」、「地域団体商標の保護・活用」、「行政摘発支援の拡大」の実現を図る。

### (1) 冒認商標無効・取消係争支援の開始

- 中小企業の所有する商標や地域団体商標に係る異議申し立て、取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に要する費用を補助。
  - ✓ 補助率：2/3
  - ✓ 上限額：500万円
  - ✓ 対象国：制限無し

### (2) 地域団体商標を各補助金の対象に追加

- 冒認商標無効・取消のみならず、既存施策である模倣品対策補助金、防衛型補助金においても、地域団体商標を支援の対象とし、商工会議所、商工会、NPO法人等も支援可能に。

### (3) ニーズに基づく行政摘発支援の拡大

- 中小企業のニーズに応え、行政摘発支援をさらに拡充。
  - ①税関登録に要する費用を支援  
(ただし、調査会社で代行可能な範囲に限定)
  - ②中国については、意匠権に関する行政摘発も対象に
  - ③商標権行政摘発について、中国以外にも対象を拡大  
(ただし、実施可能性についてはジェットロと要相談)

# Ⅲ-4. (6) 海外知財訴訟保険補助①

- ▶ 海外での知財係争に巻き込まれる中小企業が増加傾向。対応に要する多額の費用を用意することができず、事業撤退や会社の存続の危機に追い込まれる等、海外でのビジネス環境の悪化が懸念される状況。
- ▶ 中小企業は、知財係争トラブル等の事業リスクに事前に対策を取るとともに、万一の場合のセーフティーネットを構築することが重要。
- ▶ 日商の団体保険として運営されている「海外PL保険」は、海外リスクへの事前対策として、代表的な事例。

## 1. 現状と課題

### (1) 海外での知財訴訟リスクの高まり

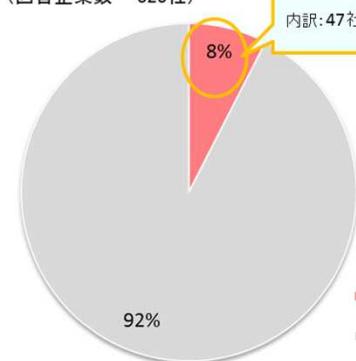
- 海外での現地企業による出願件数増加に伴い、新興国等、海外での知財係争に中小企業が巻き込まれるリスクが増加傾向。
- 中小企業は資金不足から応訴することができず、事業撤退もしくは会社の存続の危機に追い込まれる可能性あり。

### (2) 海外での知財訴訟リスクの実態

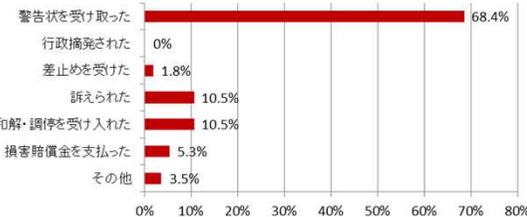
- 外国出願経験のある中小企業へのアンケート調査※によると、回答企業の8%が海外で警告等を受けた経験あり。
- 対抗措置として、司法的措置をとった場合は、高額な訴訟費用が必要となる可能性が高い。

#### 権利侵害をしていると指摘を受けた経験

(回答企業数 620社)



#### 係争発生 権利侵害の指摘を受けた状況



#### <参考> 海外知財訴訟リスク対策マニュアル



海外展開を検討している、もしくは、準備を進めようとしている中小企業のために、知財にまつわる「リスクに自ら気づき」、「必要な予防」のヒントを紹介。

※27年度外国出願補助金フォローアップ調査結果より (特許庁)

## 2. これまでの先進的な取組事例

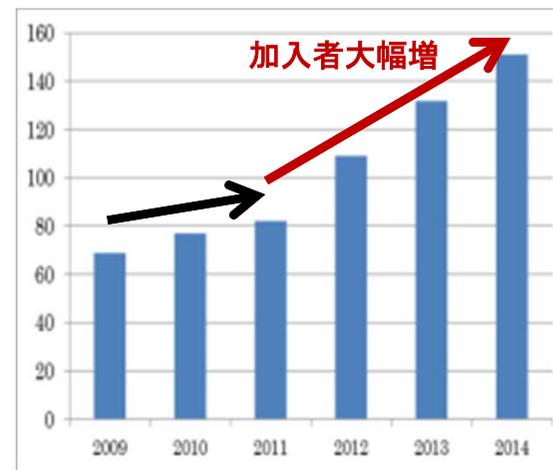
### (1) 団体が運営する団体保険の例

#### <事例> 海外PL保険

#### <制度創設の経緯>

- 日商の団体保険として、海外でのPL訴訟リスクに対応するために、1998年に創設。
- 制度創設当時、引受損保会社としても事故率が想定できなかったため、最低掛金が50万円と高めに設定。その後事故がほとんど発生しなかったため、2012年から掛金の見直しを行い、最低掛金を10万円に大幅に引き下げ。
- 制度創設以来、加入件数は低調であったが、2012年の掛金引き下げを契機に加入件数が増加。

#### 海外PL保険加入推移 (2012年より掛け金引き下げ)



#### 掛金と加入者割合の内訳

掛け金20万円未満	49.7%
掛け金20~50万円	36.4%
掛け金50万円以上	13.9%

掛け金20万円程度が中小企業が負担できる目安

# Ⅲ-4. (6) 海外知財訴訟保険補助②

- 海外での知財訴訟等、予期することが困難な事業リスクについては、中小企業自身が保険によってリスクヘッジできることが重要。
- 28年度は、「事前予防のための施策」と万が一巻き込まれた場合の「セーフティネットとしての施策」として、知財分野で初めての保険制度を創設。本保険制度を通じ、弁護士等の専門家を活用したトラブル回避や海外知財訴訟への対抗措置が可能となり、中小企業の海外進出を促進。
- 国は、本保険への加入に必要な保険掛金を補助し、保険掛金を通常の1/2とすることで、中小企業の保険加入を促進。

## 3. 新規事業の概要

### (1) 事業概要・目的

- 全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟保険制度を創設。
- 28年度参画する団体は3団体、保険会社は3社。(見込み)
  - <参画団体>  
日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会
  - <保険会社>  
損保ジャパン日本興亜、東京海上日動火災、三井住友海上火災
- 中小企業の海外進出への関心の高いアジア全域に限定※して保険を創設。  
※アジア以外の海外知財訴訟対策については、「中小企業等海外侵害対策支援事業」の活用が可能。

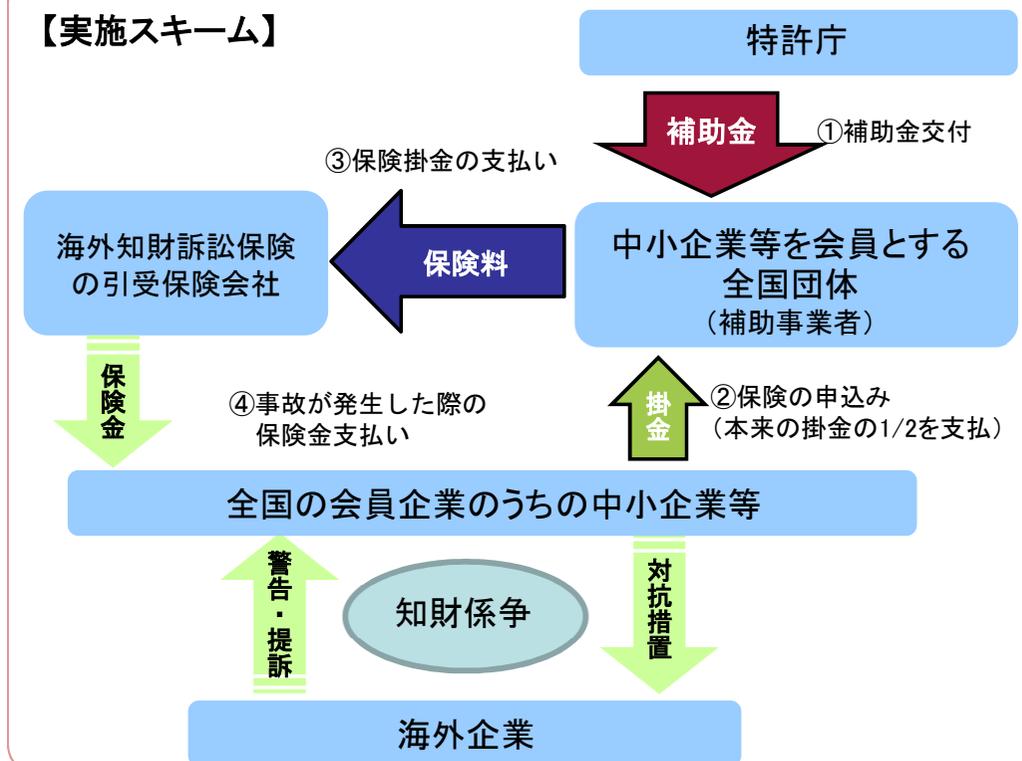
### (2) 事業のポイント

- 公的な資金助成と連携した保険制度。
- 保険会社の海外ネットワークを活用し、海外知財訴訟の実績のある弁護士等の専門家の紹介を通じて、海外知財訴訟への円滑な対応を実現。
- 公的な団体の運営する保険を支援することで、①加入者の確保、②保険金額の低減が期待。

### (3) 事業イメージ

- 中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、中小企業等の海外知財訴訟保険加入の際の掛金の1/2を補助。
- 掛金負担を軽減することで、中小企業の加入を促進。

### 【実施スキーム】



# Ⅲ-5. 発明のインセンティブ向上に向けた支援①

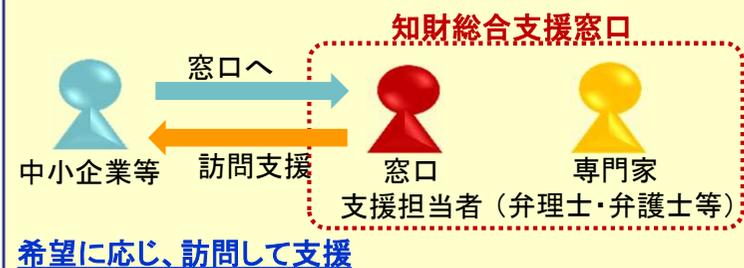
- 企業及び従業者双方にとって有意義な職務発明制度の定着は、発明者のインセンティブ確保や優れた人材の採用に資するもの。
- 法改正により、中小企業が発明のインセンティブの在り方について検討し、環境整備を行うきっかけとすることが重要。
- 中小企業の取組を後押しすべく、職務発明制度の「普及」と職務発明規程整備をはじめとした具体的「支援」を一貫して強化。

## 1. 現状

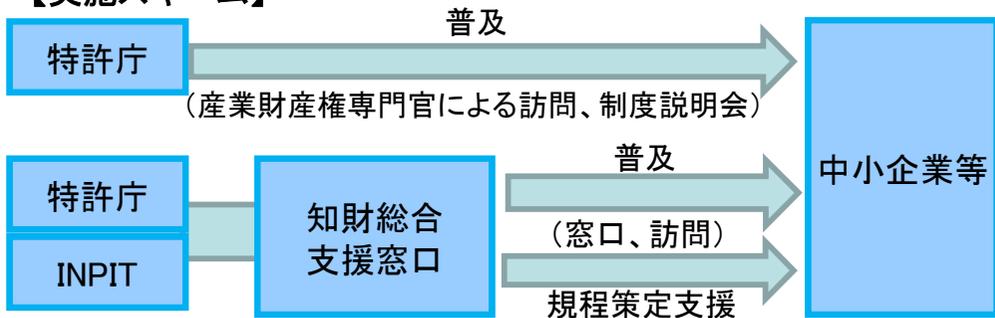
### 支援事業概要

- 訪問型支援や全国規模の説明会による制度・法改正内容の普及、意識啓発。
- 中小企業向けひな形や中小企業向け普及支援資料の作成、職務発明HP開設による集中的な情報発信。
- 「知財総合支援窓口」では、職務発明に関する相談に対し、窓口支援担当者が無料で相談に応じるとともに、より専門的で高度な相談に対しても、専門家(弁理士、弁護士等)によるアドバイスを実施。

### 最寄りの「知財総合支援窓口」での相談



### 【実施スキーム】



## 2. 活用状況

### 27年度実績

#### (1) 普及

- 知的財産権制度説明会(初心者・実務者向け)(119回)や法改正説明会(26回)、ガイドライン案説明会(7回)等において、制度趣旨の周知を強化。
- 大規模フォーラムでの講演、普及啓発資料配布、無料相談会の実施。  
※グローバル知財フォーラム(28年2月、定員1,000名)
- 支援者の日本商工会議所等中小企業団体との意見交換、協力依頼。

#### (2) 支援

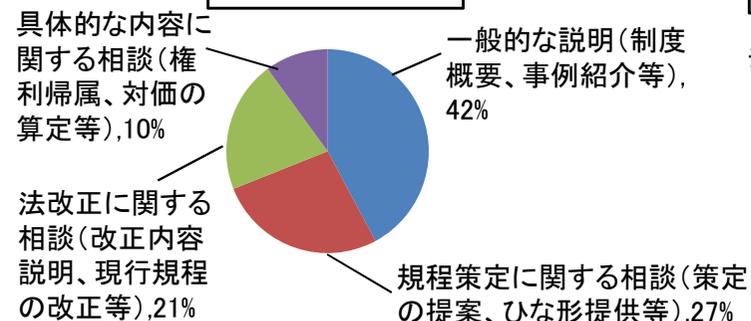
- 中小企業等の職務発明規程の整備に関する支援を強化するため、知財総合支援窓口を活用した専門家による支援体制を整備。

### 知財総合支援窓口における職務発明に関する相談件数

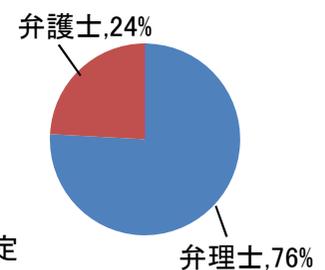
27年11月  
現在

25年度	26年度	27年度(11月末)
306件	319件	287件

### 支援内容



### 専門家活用割合



## Ⅲ-5. 発明のインセンティブ向上に向けた支援②

- 28年度に向けた課題は以下の2点。
  - (1) 中小企業等の制度理解の促進
  - (2) 具体的支援ニーズへの対応
- 28年度は、(1)普及啓発活動の強化、(2)職務発明規程の整備にかかる支援体制の強化、の2つの方針の下、中小企業におけるイノベーション環境整備と知財戦略強化を推進。

### 3. 事業改善に向けた課題

28年度に向け、事業改善に向けた課題は以下のとおり。

#### (1) 中小企業等の制度理解の促進

- アンケートによれば、職務発明の帰属を「会社のものとする」とした企業のうち、職務発明規程等において金銭などの利益を従業員に与えることを既に定めている企業は24.2%のみ(※)。
- 引き続き、新しい職務発明制度について、正確かつ丁寧に情報を提供して行くことが必要。
- 自社における職務発明の在り方について検討するきっかけの提供・検討支援も重要。

#### (2) 具体的支援ニーズへの対応

- 改正法の施行(28年4月)や「相当の利益」に関する指針(ガイドライン)の告示(改正法施行後)に伴い、職務発明規程の導入・改正の取組が本格化。
- 中小企業からは、規程の仕方がわからないという声や、従業員とのトラブルを懸念する声も多い(※)。
- 弁理士、弁護士等専門家の体制強化や専門家への情報提供の充実により更なる支援の強化が求められている状況。

※「中小企業の戦略的知的財産活用に関する調査報告書」(東京商工会議所、28年2月)より。

### 4. 28年度に向けた方針

2つの方針の下、「制度理解の促進」と「具体的支援ニーズへの対応」を実施。特許庁に専門家を1名配置(4月～)。

#### (1) 普及啓発活動の強化

- 訪問型普及活動の強化。
- 商工会・商工会議所とも連携した中小企業支援者向けインプットの強化(中小企業に特化した普及資料の作成、研修等)。
- 金融機関や中小企業診断士(協会)等、中小企業と接点の多い機関に対し、職務発明相談を知財総合支援窓口へつないでもらうための普及運動を強化。

①社員のモチベーションアップ、  
②会社のイメージアップ、を通じ  
発明のインセンティブに対する意識向上

#### (2) 職務発明規程の整備にかかる支援体制の強化

<知財総合支援窓口による支援>

- 知財総合支援窓口の専門家(職務発明対応専門家チーム)の訪問による個別アドバイス。
- 経営者・従業員それぞれからの相談に対応しつつ、専門家を中心に複数回支援。規程整備、円滑な社内導入までサポート。
- 支援を行う専門家に対する説明会・勉強会の実施を通じて、適切な相談対応や充実した支援を行うための環境を整備。

具体的な環境(社内体制等)  
の整備

中小企業におけるイノベーション環境整備・知財戦略強化

# <参考> 巡回特許庁の開催について(27年度実績)

- 地域の出願人など制度ユーザーの利便性向上と知財未活用企業等の意識啓発を目的とし、27年度から開始された新たな試みとして「巡回特許庁」を開始。
- 特許庁幹部が地方を訪問して地域の制度ユーザーと意見交換することにより地域の実情を理解するとともに、特許等の面接審査等地域の方々に利便性の高い審査関連施策を実施。

## 巡回特許庁の概要

- 「巡回審査」を核とし、その活用促進のための周知策を集中的に実施(利便性の向上)。
- 地域の特性を活かしつつ地域知財本部等との連携、商工会議所や県発明協会等の地域の支援機関とのつながりを推進(地域を知財で「つなぐ」)。
- 知財制度説明会等の制度や支援策の普及のためのイベントを同時開催し、周知を強化(知財の普及活動)。

28年度も継続強化の予定

## 巡回特許庁 in KANSAI (H27.7.2~7.10)

- 全国初となる巡回特許庁
- 特許庁シンポジウムを開催し、長官が講演
- 巡回審査をはじめ、様々な講演や制度説明会を集中的に開催

- 巡回審査(ライフサイエンス・電機・住環境等) 150件
- 意見交換(大阪商工会議所)
- 巡回特許庁シンポジウム 280名
  - ・ 「知財を活用した地域中小支援への取組」 特許庁長官
  - ・ 「関西を拠点とするグローバル企業による講演」 日東電工、ローム
  - ・ 「特許庁における審査施策について」 審査第三部長
- 知財金融シンポジウム
  - ・ 「知財ビジネス評価書の意義について」等
- 制度説明会・講習会
  - ・ 知的財産権制度説明会(初心者向け:大阪・京都) 481名
  - ・ 海外知的財産活用講座/営業秘密・知財戦略セミナー(INPIT) 59名
  - ・ J-PlatPat 初心者向け講習会(INPIT) 28名
- 各相談窓口の設置
  - ・ 知財総合支援窓口 4件
  - ・ 出願手続に関する個別相談窓口(INPIT) 6件
  - ・ 海外展開知財支援窓口/営業秘密相談窓口(INPIT) 1件

## 巡回特許庁 in OKINAWA (H28.2.3)

- 商標のテレビ面接審査セミナーを初めて開催
- 地域知財本部会合等も併催し、地域の支援機関との意見交換を実施

- 意見交換(地元中小企業) 4社
- 意見交換(地域知財本部の支援機関) 12機関
- 巡回特許庁セミナー 29名
  - ・ 特許庁総務部長挨拶
  - ・ 商標のテレビ面接審査セミナー
- 沖縄地域知的財産戦略本部会合 29名
  - ・ 総務部長挨拶
  - ・ 平成27年度の知財関係機関の事業報告
  - ・ 沖縄地域知財本部アクションプラン2016案について
- 各相談窓口の設置
  - ・ 知財総合支援窓口 4件
  - ・ 海外展開知財支援窓口(INPIT) 2件
  - ・ 営業秘密相談窓口(INPIT) 2件

## 巡回特許庁 in 中部 (H28.2.19~2.26)

- 中部局の大規模な知財イベントと巡回審査等を組み合わせて開催
- 初の模擬審判廷による実演を実施

- 巡回審査(住環境・自動車関連技術等) 107件
- 意見交換(知財フォーラム講演企業) 5社
- 中部知財フォーラム 300名
  - ・ 特許技監挨拶(米国から中継)
  - ・ 審査第二部長挨拶
  - ・ 「国産ジェット機旅客機の開発について」三菱航空機
  - ・ 分科会の開催(テーマ:国際展開・標準化等)
- 巡回特許庁セミナー 30名
  - ・ テレビ面接審査について(面接審査デモを実施)
  - ・ 審判制度について(口頭審理デモを実施)
  - ・ J-PlatPatによる特許情報検索についてセミナー(INPIT)
- 各相談窓口の設置
  - ・ 知財総合支援窓口・出願手続に関する個別相談窓口 3件
  - ・ 海外展開知財支援窓口/営業秘密相談窓口(INPIT) 2件